

令和 5 年度

名古屋市の行財政に対する県費補助
及び県の施策等に関する要望

名古屋市

目 次

1	県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進・・・	1 頁
2	新型コロナウイルス感染症対策等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
3	リニア中央新幹線開業に向けた名古屋駅ターミナル機能の強化・・	5 頁
4	東山動植物園の再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 頁
5	名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援・・・・・・・・・・・・・・	11 頁
6	防災対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 頁
7	安心・安全なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19 頁
8	医療保険制度への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21 頁
9	医療・介護体制等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 頁
10	医療費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27 頁
11	教育行政の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28 頁
12	脱炭素社会の実現等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 頁

1 県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

○本市に対する任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

令和5年度の本市財政を見通すと、市税収入始め一般財源全体では大きな伸びが期待できない中、歳出においては、福祉や医療などの義務的な経費の伸びが引き続き避けられないことから、依然として厳しい状況にあります。しかし、低迷する社会経済活動の回復や防災・減災、国土強靱化のために、公共投資にも積極的に取り組み、また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、その対策や物価高騰対策を講じるとともに、アフターコロナの経済社会への変化を見据えて対応する必要があります。

本市においては、直接住民と向き合う基礎自治体である市町村として、必要な住民サービスを確保しつつ、行財政改革に取り組むなど、最大限の努力を行っているところです。こうした中、本市における県からの任意補助金は令和4年度予算で約90億円であり、医療費助成などの本市施策を実施するうえで貴重な財源となっています。

県におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のほか、名古屋圏とりわけ愛知の発展のため、イノベーション創出拠点の形成を始め本市に係る県の施策に取り組まれているところですが、今後も第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催、リニア中央新幹線の開業を控えているほか、中部国際空港の第二滑走路を始めとする機能強化を早期に実現するためにも、今まで以上に県・市協調して各事業を推進していく必要があります。

県におかれては、必要な市民サービスを確保できるよう、市町村の財政状況・人口等を勘案し、本市を対象外としている補助金に係る改善を始め、本市に対する任意補助金の充実・確保を要望します。また、本市に係る県の施策等を推進するとともに、その際は市町村負担金を新設しないよう要望します。

2 新型コロナウイルス感染症対策等の充実

(保健医療局、感染症対策局、経済産業局、観光コンベンション局、
都市・交通局、政策企画局)

- 感染拡大防止対策の強化
- 地域経済の活性化
- 事務・権限の移譲及び財政措置の充実

(1) 感染拡大防止対策の強化

新型コロナウイルス感染症が、急速な拡大期と緩やかな減少期を繰り返す中で、本市では地域医療体制を確保するため、病床確保や負担軽減のための医療機関への支援をしているところです。また、自宅療養者だけでなくその同居人へも配食サービスを独自に行うとともに、5か所の軽症者宿泊療養施設のうち1か所について、毎日医師の往診を受けることができる体制を構築したところです。

一方、救急医療においては、平時より輪番病院が減少し、救急医療体制の確保に苦慮している状況に加え、感染拡大期には救急外来の休止や疑い患者の増加による救急搬送困難事案の対応など、大きな影響が生じ、受診患者の減少や感染対策への負担増により医療機関の経営が悪化しています。

県におかれても、以下の点について感染拡大防止対策を強化するよう要望します。

- ア 「重点医療機関患者受入体制確保推進費補助金」を始めとした、入院医療体制、外来診療体制、PCR検査体制、自宅療養者への対応などの感染拡大防止対策に必要な事業費を確保すること。
- イ 宿泊療養施設について、医師の往診体制を充実させるなど施設設置者として入所者への医療提供体制の充実・確保を図ること。
- ウ 入院病床を確保するため新型コロナウイルス感染症患者専用病床の運営に係る補助制度を創設すること。

- エ 市町村の負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、緊急搬送患者受入れのための医療機関への補助、医療機関への補助金交付事務の委託や同居人への配食サービスなど市町村が実施する事業を対象とするよう国に働きかけるとともに、夜間の往診体制整備や陽性者登録センターの運営に対する支援をすること。
- オ 感染症拡大期においても救急医療体制を確保するため、「小児救急医療支援事業」を始めとした助成を拡充すること。

(2) 地域経済の活性化

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰など、事業者を取り巻く経営環境は一段と厳しい状況にあり、とりわけ来店型・対面型店舗や観光関連産業では厳しい状況が続いています。

ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、本市ではこの圏域の中核都市として、地域経済や市民生活への影響を注意深く見極め、時期を逸することなく、感染拡大防止対策を講じながら消費回復及び地域経済の活性化に資する取り組みを進めていく必要があります。

県におかれても、以下の点について事業者等への支援を推進するよう要望します。

- ア 消費喚起策として効果的なプレミアム商品券発行事業については、補助限度額を大幅に引き上げること。
- イ 地域コミュニティの核としての役割を担う商店街の活性化を図るため「げんき商店街推進事業費補助金」の補助限度額を引き上げること。
- ウ 異業種間での連携による新たな観光コンテンツの開発や新たな旅行商品の造成を支援するなど、当地域の観光魅力の向上や地域経済への波及効果を高めるために県市連携して取り組むこと。
- エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための混雑緩和対策に資する地下鉄の整備に対する補助を行うこと。

(3) 事務・権限の移譲及び財政措置の充実

人口が集中し、交流が活発な大都市部においては、感染拡大のスピードが非常に早いことから、早期の感染防止対策が非常に重要であるため、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応できるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく、軽症者宿泊療養施設や臨時の医療施設の開設、ワクチン流通の調整などの道府県知事の権限を希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にするとともに、交付金のさらなる増額や対象事業の拡充を図る必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、継続的に措置するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に対して重点的に配分する必要があります。

県におかれても、以下の点について事務・権限の移譲及び財政措置を国に働きかけるよう要望します。

- ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。
- イ ワクチン流通等の調整に関する道府県知事の権限を希望する指定都市の市長に移譲できるようにすること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定都市を直接交付の対象とするとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、大都市に対して継続的かつ重点的な措置が講じられるようにすること。

3 リニア中央新幹線開業に向けた名古屋駅ターミナル機能の強化

(都市・交通局)

○名古屋駅ターミナル機能の強化に向けた取り組みに対する補助

リニア中央新幹線開業がもたらすインパクトを中京大都市圏全体に波及させ、付加価値の高いモノづくりやイノベーションを促進し、世界的なモノづくりの拠点としての産業力、創造力、魅力の一層強化に繋げていくことが圏域にとって重要な課題となっています。

こうした中、名古屋駅は、国内外からの来訪者の増加が予想され、中部国際空港と並び圏域の玄関口となることから、中京大都市圏の顔としてふさわしい機能・空間が求められます。このため、空港並みの広域交通ターミナル機能や、高質な空間・サービスに加え、災害時の安全性を備えたスーパーターミナル化が必要であり、県内各市から期待の声も上がっています。また、国からは、令和4年3月に国際競争拠点都市整備事業に採択され、個別補助による支援を受けています。

名古屋駅のターミナル機能強化は、駅周辺の地上・地下空間を再整備することで乗換利便性を高め、中部国際空港や日本一の産業県を支える三河地域とのアクセス性を向上させるとともに、高速道路とも接続強化を図ることで、リニア中央新幹線開業のインパクトを広く圏域に波及させ、大きな経済波及効果をもたらすものです。また乗換えや滞留・滞在のための空間は、災害時には帰宅困難来訪者の安全確保施設になるとともに周辺施設への安全な移動空間となり、圏域内外の人々の交流空間の安全性を高めます。

その実現を目指し、本市では、令和4年度は飛翔の撤去に続き、名駅前ポンプ所の整備に着手するなど新たな交差点形状に向けた工事を順次進めつつ、東側駅前広場について、全体の施設配置計画を定め、令和5年度にはデザイン計画の検討を進めるとともに、乗換空間・駅前広場の設計や地下部の都市計画変更を行うなど、ターミナルスクエア2とその周辺整備に向けた事業を本格化させていきます。

こうした中、事業を着実に進めるためには、圏域全体に様々な効果をもたらすリーディングプロジェクトとして、国、自治体、鉄道事業者など民間事業者や経済界が一体となり、また、県と市がこれまで以上に連携して取り組んでいく必要があります。

「名古屋駅スーパーターミナル化推進費補助金」については、県内への経済波及や災害対策等の観点から、補助対象エリアの拡大による強力な支援を要望します。

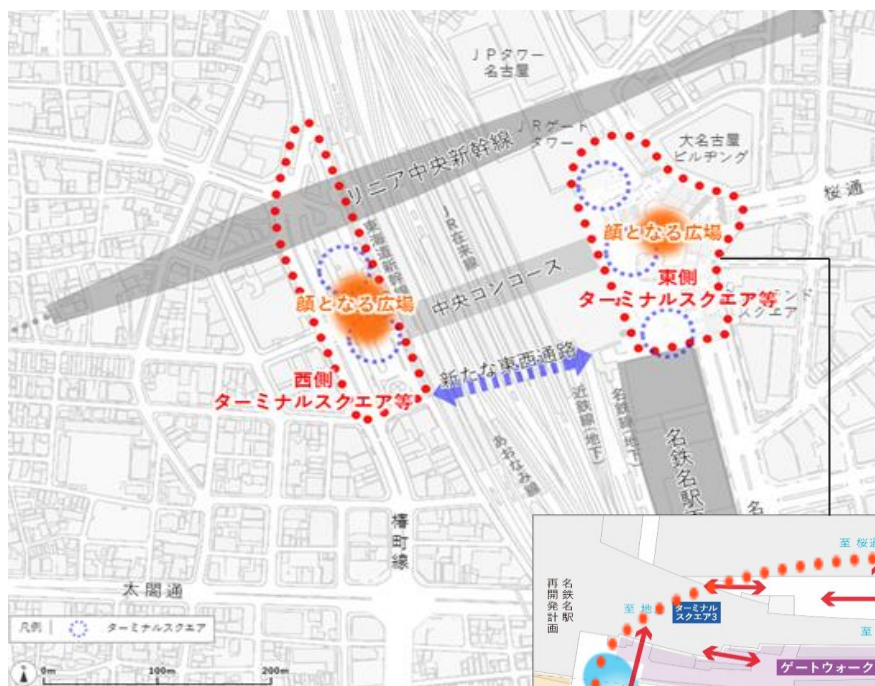
拡充を要望する対象事業について

要望事項

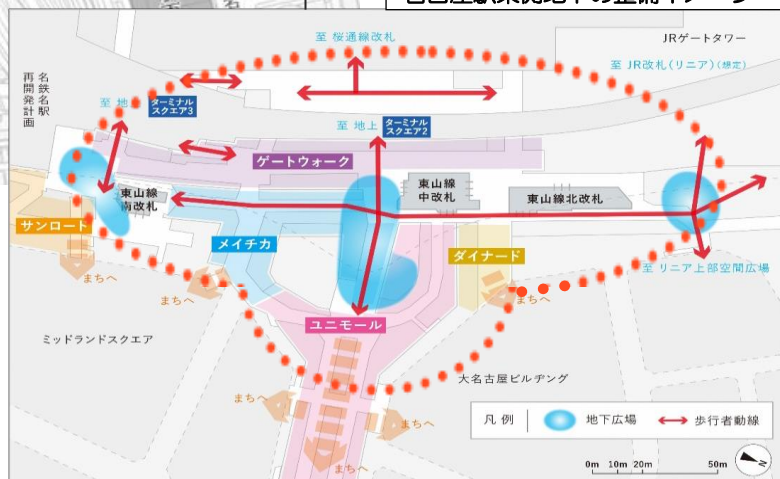
【対象事業範囲の拡大】

駅前広場等の整備に係る費用を補助対象とすること

■■■■ 現行の対象事業範囲 ●●●● 拡大を要望する対象事業範囲



名古屋駅東側地下の整備イメージ



名古屋駅ターミナル機能強化の必要性

(リニア開業による圏域への波及効果イメージ)

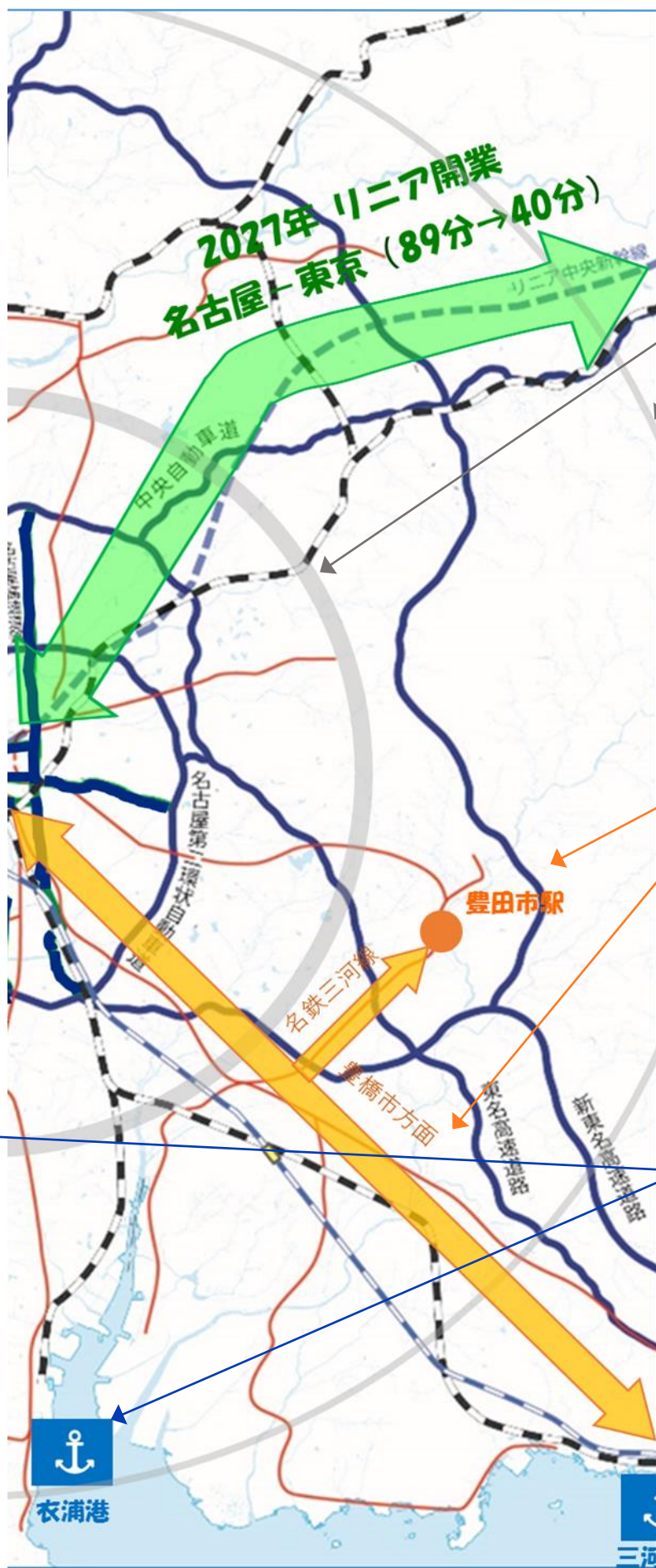
陸の玄関口としての利便性と防災性の向上

- ・駅利用者の増加が見込まれる中、利便性の高い乗換空間を確保
(災害時の安全確保のための空間としても機能)



空の玄関口である セントレアとのアクセス性向上





圏域全体への波及

名古屋駅から
三河方面への速達化

道路ネットワークとの接続強化、
港湾とのアクセス性向上

4 東山動植物園の再生

(都市・交通局)

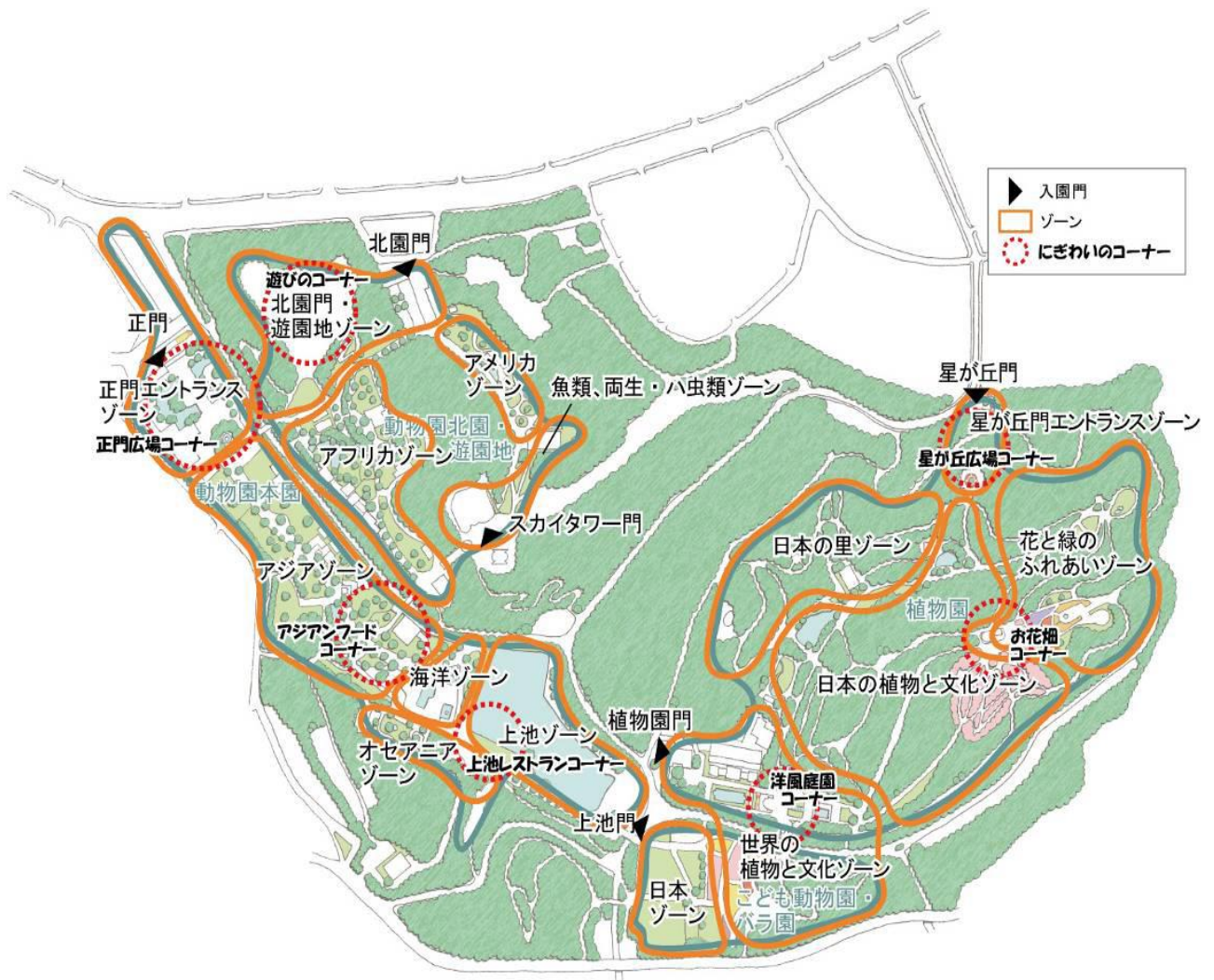
○東山動植物園の再生整備に対する補助

東山動植物園は、約400haのまとまった緑地を有する貴重な緑の拠点である「なごや東山の森」の中心であり、例年、年間250万人を超える来園者が訪れます。来園者の約3割が名古屋市民を除く愛知県民であることから、県民にとっても欠かせない存在であるとともに、大都市の中で緑に親しめる重要な場となっています。また、東山動植物園は2022年11月に開園したジブリパークと共に県の主要な観光施設として今後も重要な役割を担っていきます。

本市では、「人と自然をつなぐ懸け橋へ」を目標とした「東山動植物園再生プラン」に基づき再生整備を進めており、令和2年度にはレッサーパンダ舎がオープンし、令和3年度には重要文化財温室前館がリニューアルオープンするなど、多くの来園者から好評を得ています。東山動植物園への大きな関心や期待が寄せられる中、令和5年度においてもアジアゾーンの整備工事などを予定しており、さらなる魅力向上に取り組んでいます。

県民にとってのこの事業の重要性を踏まえ、東山動植物園の再生整備に対する補助の創設を要望します。

ゾーン計画図



5 名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援

(県民文化局)

○名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援強化

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、昭和41年の創立以来、中部圏を代表する本格的な専門交響楽団として活動しています。

これまでも、文化庁より芸術作品賞を受賞したほか、舞台芸術創造活動活性化事業にも採択されるなど高い評価を得ています。国内トップレベルの交響楽団を目指して、話題性と注目度の高いプログラムや初演作品に取り組むとともに、幅広い演奏活動を行うなど、さらなる音の向上に取り組んでおります。加えて令和5年度から、小泉和裕名誉音楽監督と川瀬賢太郎音楽監督のもと、新体制での活動に期待が高まっており、今後益々の活躍が期待されます。

また、地域に愛される楽団として、その演奏活動は名古屋市内はもとより広く県内各地に及び、音楽文化の普及、発展に大きく寄与しており、同楽団が当地域の魅力的な文化芸術資源として、今後も重要な役割を担っていきます。

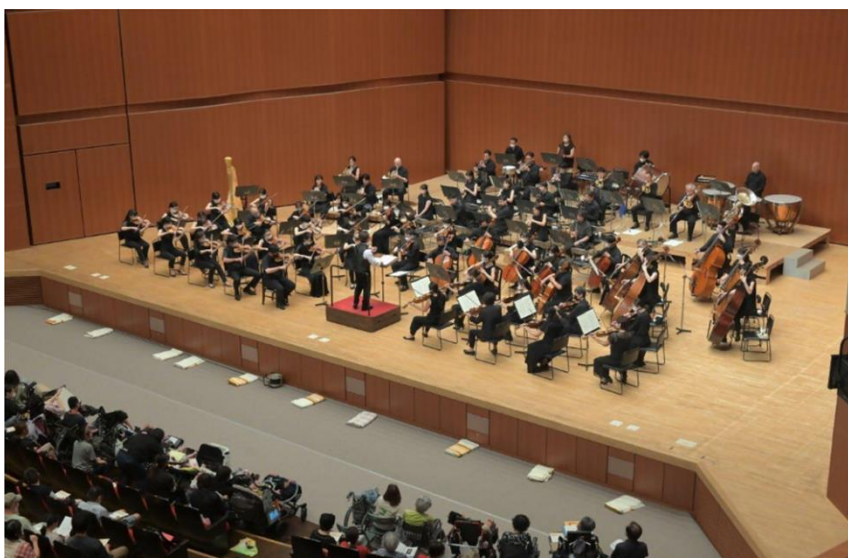
しかしながら、経営の健全化に格段の努力を尽くしているにもかかわらず、同楽団の経営状況は極めて厳しい状況にあります。さらに、令和元年度末より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、感染防止対策を講じながらの活動が続いており、安定的な文化芸術活動のための継続的なサポートが必要です。そのため、本市においても、その指導、援助の強化について努めているところです。

同楽団の果たす役割や経営状況などを踏まえ、支援の強化について要望します。

演奏会開催状況

(単位：回)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	87 (中止8回)	50 (中止47回)	66 (中止26回)
愛知県外	17 (中止1回)	9 (中止13回)	15 (中止11回)
計	104 (中止9回)	59 (中止60回)	81 (中止37回)



○県内各地における演奏活動（令和4年9月・刈谷市総合文化センター大ホール）



○会場でのコロナ対策（令和3年12月・愛知県芸術劇場コンサートホール）

6 防災対策等

(農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局、環境局、防災安全局)

○震災対策の推進

○治水対策等の推進

○大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上

○地下鉄の安全対策等

本市及び県においては、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところですが、本市では、令和2年度に過去の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえて「名古屋市地域強靱化計画」を改定するとともに、「名古屋市災害対策実施計画」に新たな事業を追加するなど強靱化施策の充実と加速を図っています。

(1) 震災対策の推進

発生が懸念されている南海トラフ巨大地震による被害は、東日本大震災発生後に本市の実施した被害想定によれば、これまでの予測を大きく上回るとされています。特に本市は、人口や建築物、企業活動のほか、県下の中核機能が集積することから、甚大な被害の発生が懸念されるところです。こうした状況を踏まえ、さらなる震災対策の推進が喫緊の課題となっています。

県におかれても、以下の点について震災対策を推進するよう要望します。

- ア 県管理河川及び砂防土えん堤等の耐震対策を推進するとともに、県から管理権限を移譲された本市管理河川の堤防の耐震対策に対する補助を創設すること。
- イ 「愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金」について、民間住宅及び建築物の耐震化促進等のために必要な事業費を確保すること。

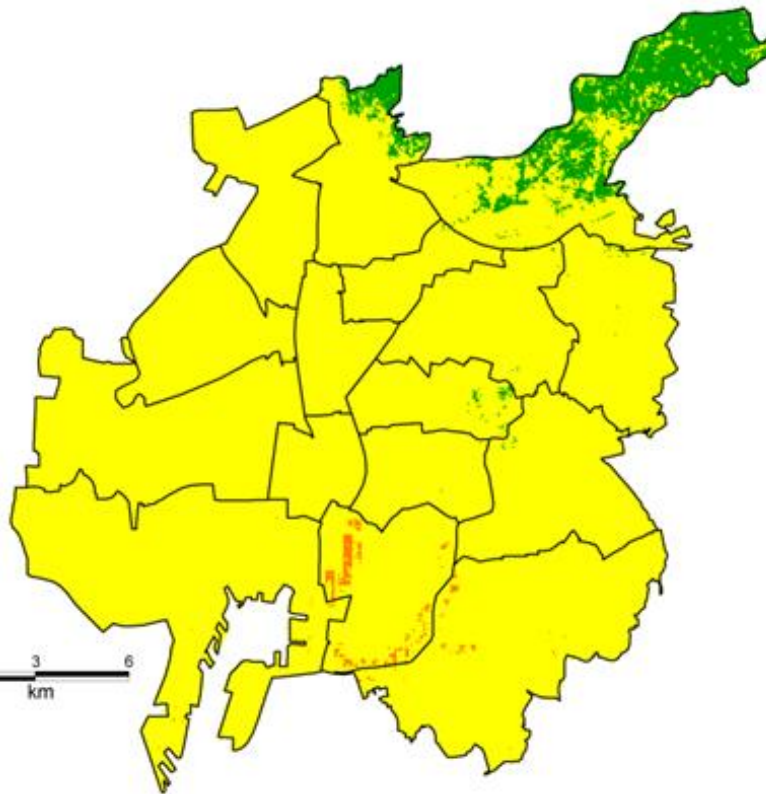
南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布

震度階級

- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱

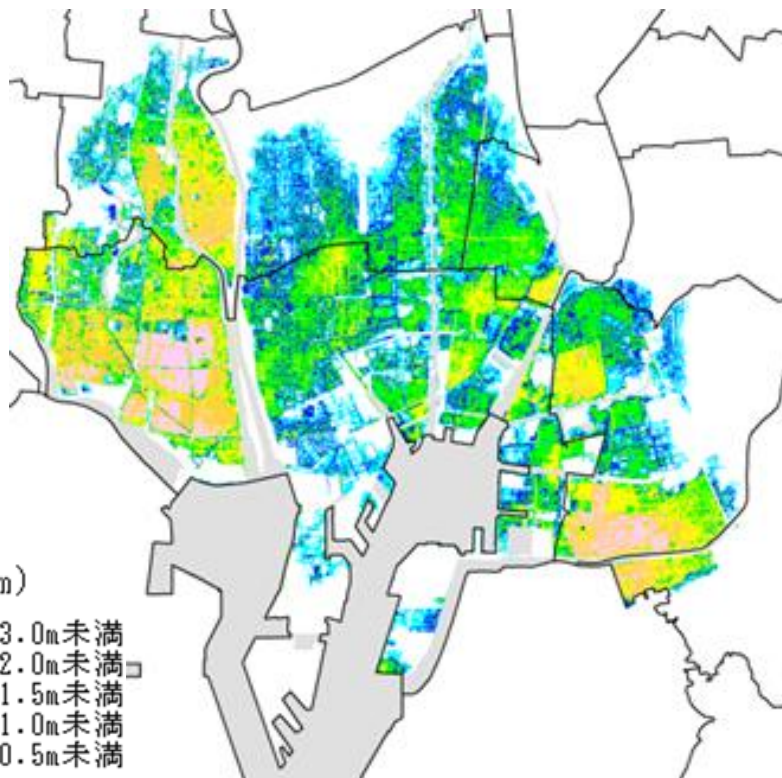
0 3 6
km



津波浸水範囲

浸水深(m)

- 2.0m以上 - 3.0m未満
- 1.5m以上 - 2.0m未満
- 1.0m以上 - 1.5m未満
- 0.5m以上 - 1.0m未満
- 0.3m以上 - 0.5m未満
- 0.3m未満



(2) 治水対策等の推進

本市では、東海豪雨などの集中豪雨による浸水被害を受けて、河川改修を始めとして、流域における排水施設やポンプ場、さらには雨水貯留施設の整備等の総合的な対策に努め、一定の治水安全度の向上を図ってきました。しかしながら、過去5年間、毎年床上浸水が発生しており、さらなる治水対策を推進していく必要があります。

また、令和3年度の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の中小河川の洪水に対する新たなハザードマップの作成などを着実に進めていく必要があります。

一方で、平成30年7月豪雨では、西日本方面で多数の土砂災害やため池の破堤が発生していることから、土砂災害対策やため池等の施設の維持管理も重要であると認識しています。

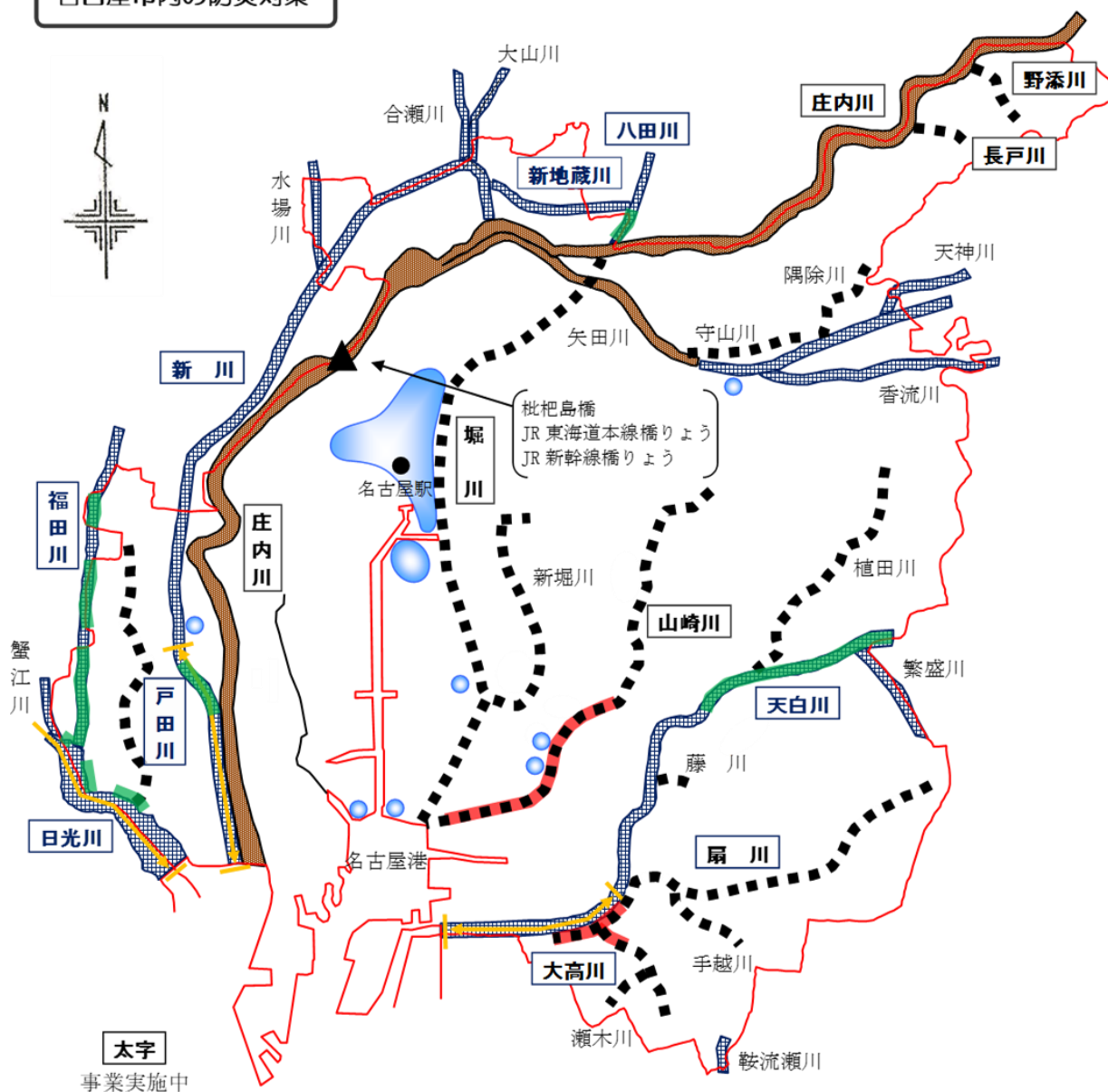
さらに、土砂災害の危険から住民を守るための住宅等への対策を早急に進めるとともに、地域の内水被害を防ぐため、農業用排水機の維持管理を支援する必要があります。

県におかれても、以下の点について治水対策等を推進するよう要望します。

- ア 県管理河川の改修の一層の推進を図るとともに、引き続き河川等の適切な維持管理に努めること。また、国直轄河川庄内川の改修の一層の推進、特に枇杷島狭さく部におけるＪＲ新幹線橋りょう、ＪＲ東海道本線橋りょうの架替えの早期着工について、引き続き国に対し働きかけること。
- イ 「急傾斜地崩壊対策事業」に努め、土砂災害警戒区域等の災害防止対策を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域内建築物の移転・改修事業について必要な事業費を確保すること。
- ウ 水防法改正に伴い新たに対象となった中小河川の洪水浸水想定区域を早期に指定すること。

- エ 河川上流部において生活排水処理施設の整備を促進するなど、河川の水質について改善を図ること。
- オ 農業用排水機維持管理事業に対する補助金を増額すること。

名古屋市内の防災対策



凡 例	
	国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)
	県管理河川
	市管理河川 (一、二級河川)
	第3次あいち地震対策アクションプラン対象区間
	県管理河川 河川整備計画工事計画区間 (市域内治水分)
	河川堤防耐震対策事業
	下水道の浸水対策事業

(3) 大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上

大規模地震発生後に想定される、都心部における駅での滞留者などによる混乱へ対応するためには、企業と連携した帰宅困難者対策が必要であるとともに、帰宅困難者は市外からの来訪者が多いと想定されるため、県内市外や県外地域とも連携した対策が必要です。

また、広域にわたる大災害時に、防災活動をより円滑かつ迅速に実施するための基幹となる広域防災拠点、名古屋港と名古屋空港に早急に整備する必要があるとともに、消防学校の共同設置に向けて県・市連携して取り組む必要があります。

加えて、令和3年度の災害対策基本法改正及び県が公表した想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域等を踏まえ、市町村を越える広域的な避難対策等を進めていく必要があります。

なお、本市が災害救助実施市に指定されたことに伴い、県の災害救助基金の法定最少積立額が下がり超過が生じています。

県におかれても、以下の点について、県の災害救助基金を活用するなどして、大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上を図るよう要望します。

- ア 一斉帰宅の抑制、防災用品の備蓄を企業と連携して進めるとともに、長距離帰宅者のバスによる搬送や震災の影響の長期化に備えた滞在施設の確保など、帰宅困難者対策の一層の推進を図ること。
- イ 名古屋港について、基幹となる広域防災拠点として早期に整備されるよう引き続き国に働きかけること。また、現在名古屋空港隣接地に県が整備を進めている愛知県基幹的広域防災拠点について、中部圏の基幹となる広域防災拠点として貢献できる施設とすること。
- ウ 想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域等を踏まえた広域的な避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。
- エ 「南海トラフ地震等対策事業費補助金」について対象事業の拡大や補助基準額の引き上げを行うなど、本市の防災施策に対する支援を充実すること。

(4) 地下鉄の安全対策等

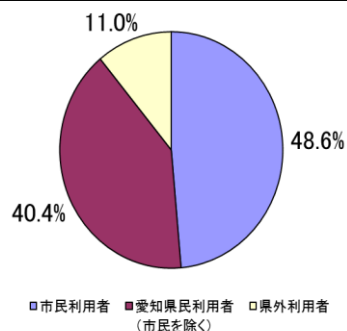
本市の地下鉄は、新型コロナウイルス感染症の影響により乗車人員は大幅に減少しているものの、一日平均104万人を超える乗客を輸送し、本市市民を除く県民利用者の割合は40%にも及び、県民の貴重な移動手段となっています。

こうした中、安全最優先のもと、誰もが安心して利用できる地下鉄を目指し、東日本大震災の状況を踏まえた地下鉄構造物の耐震補強、駅ホームのバリアフリー化として、転落を防止するための可動式ホーム柵の整備、ホームと車両の段差・隙間の解消を進めています。可動式ホーム柵は、ホームの安全対策として非常に効果的な施策であることから、現在は鶴舞線への整備を進めています。

また、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催を視野に、愛知県新体育館の最寄駅となる名城公園駅を始めとした駅・トイレのリニューアル、ジブリパークの開園を踏まえ、東部丘陵線への乗換駅である藤が丘駅を始めとした駅ホームの冷房化を予定しており、お客さまの快適性・利便性の向上に努めているところです。

多くの県民にとって貴重な移動手段である地下鉄を安全・安心・快適にご利用いただけるよう、可動式ホーム柵の整備などの安全対策及び駅・トイレのリニューアル、駅ホームの冷房化による快適性・利便性の向上を図るための整備に対する補助金の増額を要望します。

市民利用者、市民を除く県民利用者、
県外利用者の割合



※平成27年度大都市交通センサスより

可動式ホーム柵の整備



※名城線・名港線可動式ホーム柵

7 安心・安全なまちづくり

(防災安全局、警察本部)

○安心・安全なまちづくりの推進

市内の刑法犯認知件数や特殊詐欺の被害件数・被害額は令和4年の上半期において前年同期比で増加し、住宅対象侵入盗や自動車盗は指定都市ワースト1位の状況となっており、市民は生活に不安を感じています。

また、人身事故件数は減少傾向にあるものの、交通事故の死者数は前年同期比で増加しており、憂慮すべき状況です。このほか、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割で推移しており、犯罪を減らす上で再犯防止対策が重要な課題となっています。

本市では、各区の「安心・安全で快適なまちづくり協議会」や地域において、学区一斉防犯パトロールなどの地域防犯や交通安全啓発活動、暴力団排除の推進など、様々な活動を実施しているところです。また、防犯カメラの設置など地域の犯罪抑止に有効なハード整備に対する補助や、自転車事故における頭部損傷を軽減させるため、自転車乗車用ヘルメット購入費用の補助を実施しています。さらに、高齢運転者による事故の割合が増加していることに加え、令和3年末以降、子どもが死傷する事故が相次いで発生していることから、本市の関係部局や県警により協議された交通安全対策をハード・ソフト両面から総合的に講じています。

市民の不安を解消し、安心・安全に生活できるまちとするため、以下の点について要望します。

- ア 地域の自主的な防犯活動の支援や啓発などに県・市協調して取り組むこと。
- イ 住宅対象侵入盗を始め重点罪種などに対するパトロールや、自転車乗車中を含む交通違反に対する取り締まりの強化など、警察活動のさらなる充実を図ること。また、市民の安全確保に配慮した暴力団の排除を推進すること。

- ウ 通学路を始めとする道路における交通安全施設のさらなる充実を図ること。
- エ 自転車乗車用ヘルメットのさらなる着用促進を図るため、自転車乗車用ヘルメット購入補助金の対象を全年齢に拡大するとともに、必要な事業費を確保すること。
- オ 再犯防止の推進に向け、県・市の緊密な連携を確保すること。また、再犯防止対策のさらなる充実を図ること。

指定都市における刑法犯認知件数・交通事故死傷者数等上位3市（令和3年中）

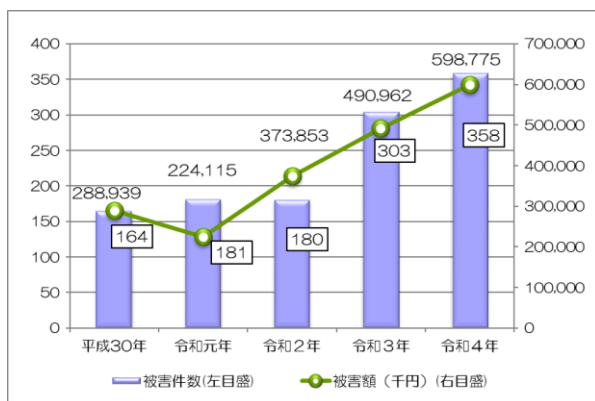
（単位：件・人）

	刑法犯認知件数	住宅対象侵入盗認知件数	人身事故件数	交通事故死者数	交通事故負傷者数
1 位	大阪 (30,764)	横浜 (377)	大阪 (8,296)	大阪 (43)	名古屋 (9,617)
2 位	名古屋 (15,840)	仙台 (280)	名古屋 (8,224)	横浜 (36)	大阪 (9,584)
3 位	横浜 (12,746)	名古屋 (277)	横浜 (7,883)	神戸 (30)	横浜 (8,997)

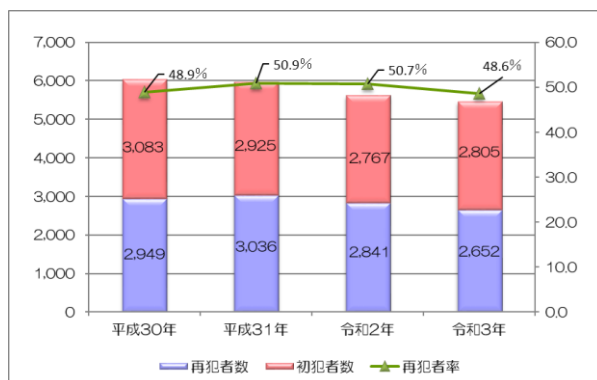
※刑法犯認知件数及び住宅対象侵入盗認知件数は愛知県警察本部生活安全総務課のデータより。

人身事故件数、交通事故死者数及び交通事故負傷者数は大都市交通安全主管者会議「大都市交通事故データ」より。

特殊詐欺の被害件数と被害額の推移（8月末時点）



刑法犯検挙人員に占める再犯者数・再犯者率の推移



8 医療保険制度への支援

(保健医療局)

○国民健康保険の被保険者負担に配慮した財政支援の充実

○愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助

(1) 国民健康保険

国民健康保険は、被保険者が低所得者層を主体として構成されており、また、医療費が高額な水準で推移していることなどにより、非常に厳しい財政状況にあります。

こうした中、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり事業運営において中心的な役割を担うこととされています。

令和3年3月に「第2期愛知県国民健康保険運営方針」が定められましたが、法定外一般会計繰入金などの赤字解消・削減の取り組みについては、被保険者の保険料負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進めていくものとされ、今後も県市間で協議していくこととなっています。

また、保険者努力支援交付金の事業費連動分について、令和3年度は保健事業の取り組みに応じて各市町村へ配分されることとなりました。

なお、福祉医療費支給事業の実施に伴って増加する医療費については、本市が県に対して納付する事業費納付金に反映されますが、その医療費増加分に対する保険者負担を緩和するための県独自の事業である国民健康保険事業費補助金は平成25年度をもって廃止されました。

国民皆保険制度における国民健康保険の重要性を踏まえ、被保険者の負担に配慮した財政支援のさらなる充実を図ることを要望します。

（２）後期高齢者医療制度

現在、後期高齢者医療制度の保健事業として、後期高齢者を対象に実施している健康診査の費用については、国が約３分の１を負担し、残りを後期高齢者が保険料として負担しています。

後期高齢者に対する健康診査は、疾病予防、介護予防、早期発見の観点から非常に重要であり、医療費抑制にも寄与すると考えられます。

高齢者の健康保持の重要性を踏まえ、愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助の創設を要望します。

9 医療・介護体制等の充実

(福祉局、保健医療局、労働局)

○医療・介護サービス提供体制の充実

○名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

○障害者就労支援の推進

(1) 医療・介護サービス提供体制の充実

重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が喫緊の課題である中、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年に必要な医療・介護サービス提供体制を整えるには、全国で医師が最大36万人、看護職員が最大202万人、介護職員が最大243万人必要であると試算されています。また、令和6年4月から働き方改革により医師の時間外労働の上限が適用されることや、新型コロナウイルス感染症対応において医療人材不足が深刻であったことを踏まえ、医師及び看護・介護職員のより一層の確保対策が求められています。さらに、在宅療養者の症状の急変時における往診など住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう在宅医療体制を確保する必要があります。

また、現在、小児科や産科などの特定診療科における医師不足も引き続き懸案となるなど、全国的に医師・看護職員不足が深刻な状況となっています。愛知県医師確保計画によると、医師数の多寡を客観的に表す医師偏在指標が小児科・産科とも全国平均を下回っており、特に小児科では全国41位となり相対的医師少数都道府県に指定されています。

これらの課題に対応するため、地域医療介護総合確保基金を活用するなど、医師及び看護・介護職員確保対策、在宅医療体制のさらなる充実を図ることを要望します。

小児科・産科医師の状況

区 分	全国平均	愛知県	(参考) 全国 1 位
人口10万人当たり 小児科医師数※2	106.2	89.2 (41位)	168.6 (鳥取県)
人口10万人当たり 産科医師数※2	12.8	11.9 (27位)	18.0 (東京都)

※1 「愛知県医師確保計画」(令和2年3月)より。

※2 医師数は医師偏在指標の値を示す。

○医師偏在指標…人口10万対医師数に医療需要や患者の流出入等地域の実情を考慮したもの。

看護職員の状況

区 分	全国平均	愛知県	(参考) 全国 1 位
人口10万人当たり 看護職員数	1,315.2 人	1,100.1 人 (43 位)	2,179.4 人 (高知県)

※ 厚生労働省「衛生行政報告例」(令和2年末現在)より。

今後必要となる介護職員の推計

区 分	令和元年度	令和5年度	令和7年度
国	211万人	233万人	243万人
名古屋市	4.4万人	4.9万人	5.1万人

※1 国推計は、「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」より。市推計は、令和元年度における介護職員数(全国値)に対する本市の割合を、各年度の国推計値に乗じて算出。

※2 令和元年度の人数は実績値、令和5年度・7年度の人数は推計値。

（２）名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

陽子線治療は、これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がん、肝細胞がん、肝内胆管がん、すい臓がん、大腸がん（術後再発）に対し健康保険が適用され、それ以外の適応となる治療については、先進医療として継続しています。

名古屋陽子線治療センターは、東海３県で初めての陽子線がん治療施設であり、がん診療連携拠点病院や大学病院等との連携体制を構築し、広域的な活用を目指しています。

また、本市では、適切な情報提供に努めるとともに、健康保険適用外の陽子線治療は患者の経済的負担が大きいことから、治療費の減免など患者負担の軽減策を実施しています。

がん患者が正しく陽子線治療を受けられるよう、陽子線を含む粒子線治療の広報・啓発、愛知県がんセンターを始めとするがん診療連携拠点病院、大学病院等との医療連携体制の構築及び人材交流、共同研究などの施設運営に対する協力、並びに患者負担の軽減に向けた取り組みを要望します。

（３）障害者就労支援の推進

障害者の一般就労に向けて障害者就業・生活支援センターの果たす役割は益々大きくなっていますが、同センターの業務を行う者は都道府県知事が指定することとされています。

国において、同センターの設置は圏域ごとに２か所までとされており、名古屋・尾張中部圏域の設置数は２か所となっています。しかし、当圏域の人口は、他の圏域と比べても３倍以上と突出して多く、人口規模に応じた体制を確保することが必要です。

障害者の一般就労を一層推進するため、障害者就業・生活支援センターについて、地域の実情に合わせた柔軟な設置が可能となるよう国に対して働きかけ、人口規模に応じて体制を強化するよう要望します。

名古屋陽子線治療センター



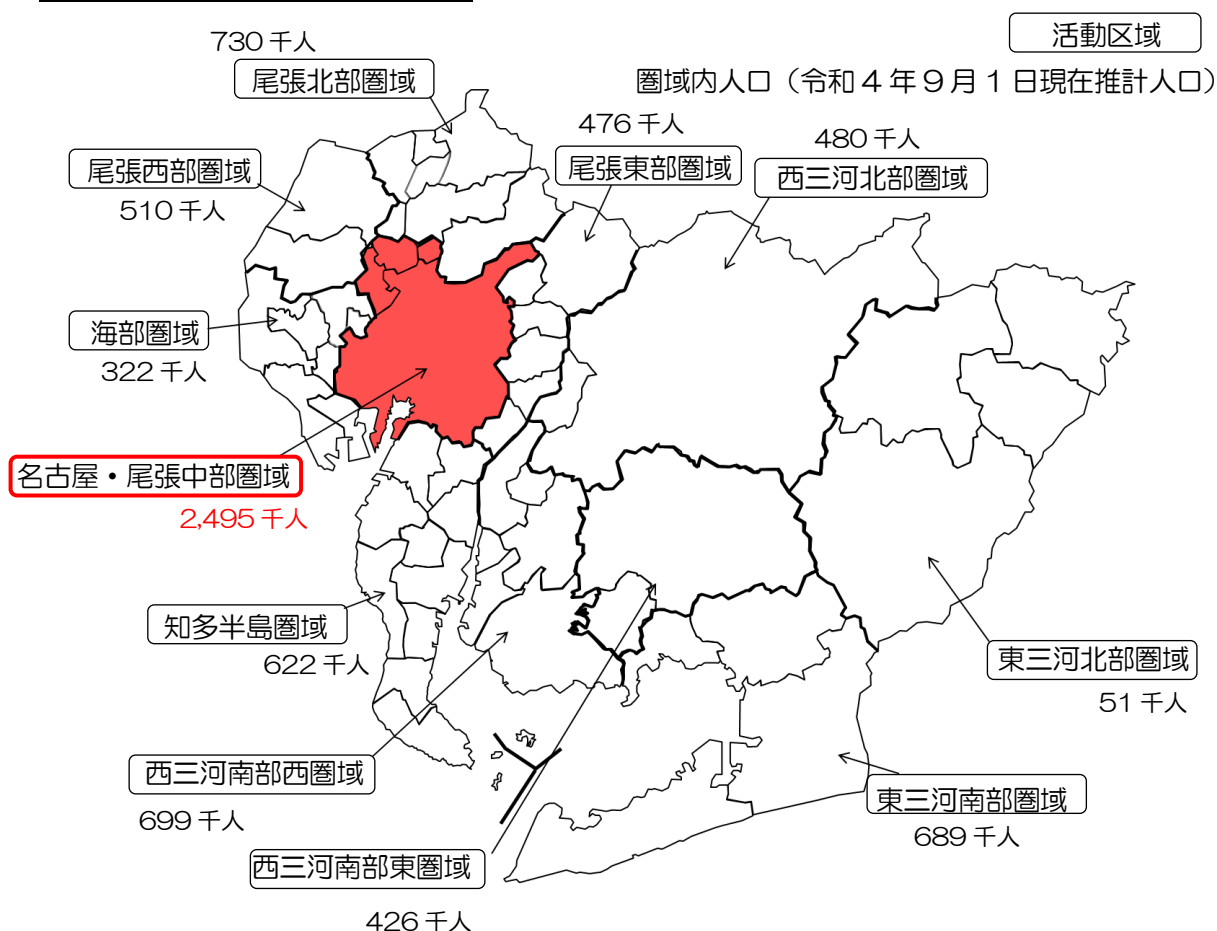
○居住地別治療患者数

居住地	人数
愛知県 (名古屋市を除く)	2,067
名古屋市	1,766
その他	1,175
合計	5,008

※開設～令和4年9月末時点

- 「スポットスキャン照射」・「IMPT（強度変調陽子線治療）」の導入
- 通院治療がしやすい「都市型施設」
- 様々な治療法を組み合わせた集学的な治療が可能な「病院併設型施設」
- 東海3県初の「陽子線がん治療施設」

愛知県における障害保健福祉圏域



10 医療費の助成

(福祉局)

○子ども医療費の助成に対する補助の拡充

○障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助の拡充

(1) 子ども医療費助成

県における助成対象は、入院は中学校3年生まで、通院は就学前までとなっていますが、本市では子育て支援の推進のため、入通院ともに18歳に達する日以後の最初の年度末までを対象としています。また現在、県内全ての市町村で、入通院ともに少なくとも中学校3年生まで対象となっています。

子育て支援の推進のため、子ども医療費助成に対する補助制度の対象年齢の拡充を要望します。

(2) 障害者医療費助成及び福祉給付金制度

本市では、障害の種類を区分することなく必要な支援を受けられるよう、障害者医療について、身体・知的障害者に加えて精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者についても、精神科疾患に係る医療費に限定することなく、助成対象としています。

また、福祉給付金制度において、ねたきり・認知症の方についても、障害者と同様の所得基準により助成を行っています。

加えて、障害者の範囲に含まれる難病患者のうち、日常生活が著しい制限を受けると医師が証明した方を助成対象としています。

本制度の重要性を踏まえ、障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助制度の拡充を要望します。

1 1 教育行政の充実

(教育委員会、県民文化局)

- 肢体不自由者のための特別支援学校の新設の早期実現
- 知的障害者のための特別支援学校の整備に対する補助
- 私立高校生授業料助成制度の拡充

(1) 肢体不自由者のための特別支援学校の新設の早期実現

平成30年12月に策定された「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）」（以下「推進計画」という。）において、肢体不自由者のための特別支援学校について、片道60分以上の長時間通学の解消を図ることが課題となっています。本市域内においては、名古屋東部地域の肢体不自由者は、遠距離にある港特別支援学校への長時間通学を余儀なくされており、スクールバスが平成26年度に1台、平成29年度に1台、増車されたところですが、依然として通学の負担が大きい状況です。

加えて、医療的ケア児は、スクールバスではなく保護者による送迎が必要となり、長時間の送迎は子どもと保護者双方にとって大きな負担となっています。

名古屋市域における肢体不自由者のための特別支援学校に通う児童生徒・保護者双方の負担を軽減するため、以下の点について要望します。

- ア 名古屋東部地域における肢体不自由特別支援学校を早期に設置すること。
- イ 肢体不自由特別支援学校が設置されるまでの間、長時間通学を解消するため、港特別支援学校へのスクールバスのさらなる増車を行うこと。
- ウ スクールバスを利用できない医療的ケア児の通学を支援すること。

肢体不自由者のための特別支援学校設置状況



＜現行の通学区域（名古屋市各区）＞

港特別支援学校…千種、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、名東、天白

名古屋特別支援学校…東、北、西、中村、中

小牧特別支援学校…守山

（２）知的障害者のための特別支援学校の整備に対する補助

特別支援学校の設置義務は法律上県にあるところですが、本市においては知的障害の児童生徒のための特別支援学校を４校と分校を１校設置していますが、特に高等部を中心に生徒数が増加し施設の狭あい化が課題となっており、今後も増加が見込まれるところです。

現在、県におかれては、推進計画に基づき、知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消に向けた取り組みを進められているところです。

本市では新たに若宮高等特別支援学校の整備について、令和６年４月の供用開始に向けて事業を進めているほか、天白養護学校の増築の設計を進めています。

特別支援学校の設置義務は本来は県にあることを踏まえ、若宮高等特別支援学校の整備について、県内の他市立特別支援学校と同様の補助を要望します。

(3) 私立高校生授業料助成制度の拡充

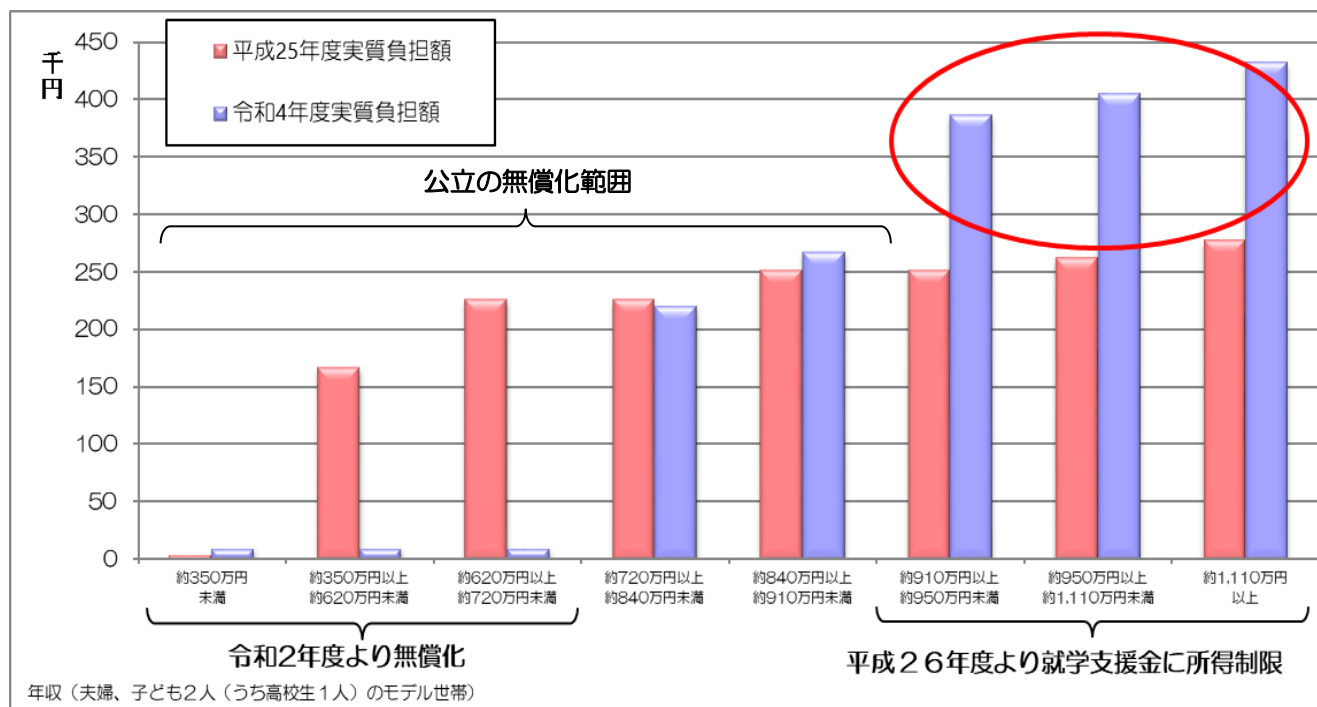
高校への進学率が98%を超えている現在、高校教育に占める私学の役割は非常に大きく市内中学校卒業者の半数近くが私立高校へ進学しています。

令和2年度から国の私立高校授業料実質無償化が開始され、県における独自の授業料軽減措置により、実質無償化となる世帯の範囲が更に拡大されました。しかし、未だ約4割の私立高校生が、県独自の補助対象から外れており、実質無償化対象外の世帯における保護者負担の公私立間格差は依然として大きなものがあります。

さらに、平成26年度より、国の就学支援金に所得制限が導入され、約3分の1の私立高校生にとって保護者負担が大幅に増加しています。

保護者負担の格差是正のため、補助対象の拡大及び補助単価の一層の引き上げを要望します。

私立高校生における保護者負担の推移



県費補助対象の拡大・補助単価の一層の引き上げが必要

1 2 脱炭素社会の実現等

(環境局、都市・交通局、建設局)

○再生可能エネルギーの導入拡大

○「あいち森と緑づくり事業」を活用した緑のまちづくりの推進

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大

国は2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、令和3年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正するとともに、国・地方のあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、地域の再生可能エネルギーを有効利用する取り組み等を進めています。

本市においても、低炭素都市なごや戦略第2次実行計画において、太陽光発電設備の導入容量を2030年度までに37万kwとする目標を設定するなど、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進していますが、令和3年10月に策定された国の地球温暖化対策計画における新たな温室効果ガスの排出削減目標の達成のためにはさらなる導入拡大が必要です。

また、本市では南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、太陽光発電設備と蓄電システムを組み合わせることにより、非常用電源として活用することが可能となり、防災力向上の観点からも有効であるため、各家庭への導入を積極的に促す必要があります。

脱炭素社会の実現に向け、県・市協調した取り組みを進めるとともに、太陽光発電設備を始めとする再生可能エネルギー設備の普及促進のため、必要な事業費を確保するよう要望します。

(2) 「あいち森と緑づくり事業」を活用した緑のまちづくりの推進

都市の緑は、良好な景観・快適な都市環境の形成を図る上で重要な役割を果たしています。

本市では、都市化の進展に伴い、緑が減少しつつあるなか、緑の保全と創出を図るため、令和3年3月に「名古屋市みどりの基本計画2030」を策定し、公園整備や街路樹の再生、公共施設緑化、優良な民有地緑化への助成などに取り組んでいます。

こうした中、街路樹については、その4割以上が植栽後40年以上経過し、大木化や老木化による倒木や落枝、根上がりなどの課題を抱えています。これらの課題に対応するため、平成27年8月に「街路樹再生指針」を策定し、健全な街路樹に再生を図る取り組みを進めてきました。そして令和3年10月に、次世代へつなぐ持続可能な街路樹づくりを目指し、実行計画となる「街路樹再生なごやプラン」を策定しました。このプランに基づき、「美しい並木道再生事業」による補助を活用して街路樹の植え替えに取り組んでいます。

また、民有地においては、緑化地域制度と民有地緑化助成制度により緑化を促進しており、「緑の街並み推進事業」による補助は、民有地の緑化の促進と質の向上に欠かせないものとなっています。

今後も、「あいち森と緑づくり事業」を積極的に活用し、緑のまちづくりを推進していくため、以下の点について要望します。

- ア 街路樹の計画的な植え替えが実施できるよう、美しい並木道再生事業に関し、補助金を増額すること。
- イ 民有地緑化の一層の促進、質の向上のため、緑の街並み推進事業に関し、必要額を確保すること。

